

平成19年12月10日宣告 裁判所書記官 甚沢亜由美

平成19年(わ)第288号

判 決

国 籍 ナイジェリア連邦共和国

住 居 神奈川県相模原市南台1丁目7番2号 ハーモニー南台A-2

会 社 役 員

イドウボ・オサユワメン

1969年11月26日生

上記の者に対する準強姦被告事件について、当裁判所は、検察官武田康孝、弁護人津留崎基行各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役3年に処する。

未決勾留日数中230日をその刑に算入する。

訴訟費用中、別紙記載の証人3名に支給した分は被告人の負担とする。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成18年11月1日午前6時30分ころから同日午前9時30分ころまでの間に、横浜市中区山下町106番地3ラポール元町104号室所在の飲食店「Big Y's Cafe」において、藤原[]（当時20歳）が酩酊の影響により抗拒不能な状態にあるのに乘じて、同女を姦淫したものである。

(証拠の標目)

括弧内の番号は証拠等関係カード記載の検察官及び弁護人の請求番号を示す。

証人藤原[]、同武藤[]及び同山内康司の各公判供述

藤原[]の検察官調書抄本（甲6、7）及び警察官調書抄本（甲2ないし5）

武藤[]の検察官調書（甲15）及び警察官調書（甲14）

安藤雄介（不同意部分を除く。甲16）及び山内康司（不同意部分を除く。

甲17）の各警察官調書

実況見分調書抄本（甲10）

写真撮影報告書（甲26）

捜査報告書（甲8、9・甲8は抄本）

弁護人作成の写真撮影報告書（弁14）

（争点に対する判断）

第1 争点及び弁護人の主張

弁護人は、被告人が藤原████（以下、「藤原」という。）を姦淫した事実ではなく無罪であると主張し、被告人も公判廷においてこれに沿った供述をしている。そこで、以下、判示事実を認定した理由について説明する。

第2 前提事実

関係各証拠によれば、以下の事実が争いなく認められる。

- 1 平成18年10月31日午後8時過ぎころから同日午後11時過ぎころまでの間、藤原は、友人である武藤████（以下、「武藤」という。）らとともに、横浜駅近くの焼肉店で食事をし、カクテル等を二、三杯飲んだ。藤原と武藤は、同年9月上旬ころ、ホームパーティーで知り合い、その後は週に3回くらい食事をしたり、武藤方に一緒に泊まるような関係であった。
- 2 その後、藤原は、武藤とともに、タクシーで石川町にあるバー「W h y n o t」に行き、同日午後11時30分ころから翌11月1日午前2時半ころまでの間、ストレートのテキーラ1杯とカクテル2杯ほどを飲み、更にW h y n o tから徒歩で10分くらい離れた場所にあり、被告人が店長をしているバー「B i g Y s C a f e」（以下、「本件現場」ともいう。）に赴き、カクテル1杯を注文し、その半分くらいを飲んだ。そのころ、W h y n o tの店長から藤原に電話があり、W h y n o tに携帯電話のふたを忘れているので取りに来るよう言われたことから、藤原と武藤はW h y n o tに戻り、

しばらくすると、被告人もWhy notを訪れた。

3 藤原は、ここでもカクテル1杯を頼んだが、全部は飲まなかつた。同日午前4時過ぎころ、武藤は、先に帰宅するためWhy notを出た。藤原は、Why notの店長からハロウィン・パーティーに誘われていたので、一度はWhy notに残つたものの、セックス目的の誘いであるから危険であると被告人から忠告され、結局は迎えに来た武藤とWhy notを出て、被告人の運転する車で武藤の家まで行つた。しかし、藤原は、そこで武藤といつたん別れて再びBig Ys Cafeに行くことになり、後で被告人が藤原を武藤の家まで送ることになった。そこで、被告人と武藤は携帯電話の番号を交換した。

4 Big Ys Cafeに戻つた藤原と被告人はダーツをすることにし、藤原は、ダーツで負けた方が罰ゲームとしてテキーラを一気飲みすることを提案した。何回かダーツに負けた藤原は、その都度罰ゲームとしてテキーラを二、三杯一気飲みすることになった。

5 被告人と藤原は、外が明るくなった時間ころにBig Ys Cafeを出て、被告人の車で武藤の家に向かつた。同日午前9時38分ころ、被告人からの電話に武藤が気付き、武藤は家の前に停めてあつた被告人の車に藤原を迎えて行き、藤原は武藤とともに武藤方に入った。藤原は、武藤方に着くと、被告人から強姦されたと訴えたが、そのまま寝入つてしまつた。

同日昼ころ、眠りから覚めた藤原は、武藤と同居している武藤の交際相手の男性と昼食を食べに行き、いったん武藤の家に戻つた後、一人で加賀町警察署に赴き、被告人に飲酒させられて強姦され、けがをした旨を申告し、その後、病院に行って診断を受けた。

第3 藤原の供述内容とその信用性について

そこで、まず、被告人から強姦の被害を受けたと申告している藤原の捜査段階及び公判廷における供述（以下、これらを合わせて「藤原証言」という。）

の信用性について検討する。

1 藤原証言の内容は、概ね以下のとおりである。

(1) 二度目のW h y n o t から武藤とともに被告人の車で武藤の家に帰る際、私が「外国人と接することができるようなバイトを探している」と話すと、被告人から、「B i g Y s C a f e でバイトしたらいい、中の感じを見たり、スタッフと仲よくなつたほうがいいからおいで」と誘われました。武藤は、仕事が朝早くからあったので帰宅することになり、私だけが被告人と一緒に再びB i g Y s C a f e に行くことにしたのです。

(2) B i g Y s C a f e では、カシスウーロンを4分の1くらい飲み、その後、ダーツをして、負けたらテキーラを一気飲みするというゲームをしました。罰ゲームでテキーラを飲むという提案をしたのは私です。

(3) 1杯目のテキーラを飲んだ私は、すぐにお酒を飲めるような状態ではありませんでした。私がカウンターにうつ伏せになって休んでいると、被告人は、いすを並べてその上に私を寝かせてくれましたが、その後「ダーツをしよう」と言って、私を振り起こしたことが、2回くらいあったと思います。

2回目のダーツの途中にお客さんはみんな帰りました。その後、私は店員のバイクに乗せてもらいました。また、もう一人の店員は、戻ってくると言って、外に出ていきました。2回目のダーツで負けた後、2杯目のテキーラを飲みましたが、1杯目よりは少し酔っていたものの、普通に歩くことができました。

(4) その後、3回目のダーツで負け、被告人からテキーラを飲むように差し出されましたが、「もう飲めない」と断りました。しかし、被告人は、私に対し、「罰ゲームだから飲まないといけない、レモン汁を飲めば酔いがましになる」と言い、レモン汁のようなものを差し出しました。これを何回かに分けて飲んだ後、テキーラを半分飲み、「もう無理」と言ったのに、

被告人にグラスの底を持たれて更に飲されました。被告人がレモン汁のような飲み物を作っていたとき、先ほどの店員が戻ってきて、裏に入って何か作業をし、店内を片付け、私が3杯目のテキーラを飲む前に帰りました。

(5) 3杯目のテキーラを飲んだ私は、急に酔いが回ってきて、頭を起こすこともできなくなり、カウンターに頭を付けました。すると、被告人は、いすを並べて、私をその上に仰向けに寝かせ、私の両膝を抱えて、いすの上に足を置きました。

そうすると、被告人は、私のおなか側からパンティーの中に手を入れ、更に陰部に指を入れてきました。そして、寝ている私は背後から両わきの下に腕を入れられて、いすから下ろされ、トイレの前まで、引きずって行かれました。私は、レイプされると思い、抵抗しようとしたが、酔いが回っていて満足に抵抗することができませんでした。

私は、いつのまにかパンティーを脱がされた状態で床の上で仰向けになり、被告人にレイプされました。「嫌や」と言って、被告人の胸元を叩きましたが、足を動かしたりすることはできませんでした。被告人は、「おまえは子供だからな」と言って、1分くらいで一度レイプをやめましたが、5分くらい立つと、また戻ってきて、もう一度、私のことをレイプしました。二度目にレイプされていた時間は1分くらいでしたが、被告人は、2回とも射精しなかったようでした。

被告人が私から離れたため、はいつくばって外に行こうと入り口の方へ向かおうとしたら、被告人に起こされ、いすに座らされました。私は、入り口付近で噴水のように吐いてしまい、被告人は、モップ等でこれを片付けていました。その後二人でBig Y's Cafeを出ました。

(6) それから、被告人に支えられて車の助手席に乗せられました。私の酔いがひどかったため、被告人が病院に行くような話をしていました。私は、

病院に行くのだと思っていましたが、途中から眠ってしまい、気が付くと武藤の家の前でした。被告人から、武藤に電話するので武藤の電話番号を教えてくれと言われたので教えると、被告人が武藤に電話をしました。私は、また車の助手席で寝てしまいましたが、車まで来てくれた武藤に声を掛けられ、振り動かされて起きました。車内で被告人から何かされたり、何かしたりした記憶は一切ありません。

そして、武藤に抱きかかえられるようにして、武藤の部屋に行きました。私が武藤に対し「被告人にやられた」と言うと、武藤は、「本当に？警察行く？」と尋ねました。武藤の部屋に着いてから、トイレに行きましたが、吐くことはできず、シャワーも浴びないまま気付いたら寝ていました。

昼ごろに武藤の彼氏に起こされて二人で食事に行き、一度武藤の家に戻った後、加賀町警察署に被害を届け出ました。その後、病気が心配で済生会病院へ行きました。医者に診てもらったところ、外陰部損傷と言われました。

2 上記の藤原証言は、一部に変遷やあいまいな部分は認められるものの、概ね前記の前提事実と符合し、事態の推移にも不自然な点はなく、本件犯行前後の状況については、行動とともにしていた武藤の供述とも概ね合致している。その内容も、被告人が藤原に3杯目のテキーラを強引に飲ませるなどした本件犯行前の状況、本件姦淫行為の態様や経緯及びその際の被告人の言動等については具体的で迫真性に富んでいる上、パンティーを脱がされた時期など不明な点はその旨証言していることが認められる。また、藤原は、深夜に初対面の外国人男性である被告人の経営する店に一人で行ったことや、当初は店員や客がいたとはいえ、自らダーツに負けた場合の罰ゲームとしてアルコール度数の高いテキーラを飲むという提案をしたことなど、自己に不利益と思われる事実についても正直に供述しており、その供述態度は真摯なものと認められ、ことさらに被告人に不利益な事実を述べているような態度は

見受けられない。

さらに、本件犯行当日である平成18年11月1日、加賀町警察署において、警察官による藤原の写真撮影が行われていること（検察官請求証拠番号甲8）にもかんがみると、藤原が本件犯行当日に被害を申告したことは客観的にも裏付けられており、藤原による被害申告やその内容は基本的には本件犯行当日から一貫していたことも明らかといえる。そして、一部供述内容が揺れている点やあいまいな点が存することは、藤原が供述するように同人がかなり酩酊していたことを前提にすれば当然のことであるといえる。また、被告人は、後述のとおり、藤原を武藤方に送り届ける途中、車内で合意の上で藤原の陰部を弄んだと供述しているが、藤原の供述内容に照らすと、強姦される前後の状況をある程度正確に記憶しており、いかに酩酊していて一部記憶に不鮮明な部分があるとしても、送り届けられる車内において手指で触られたことと、店内で強姦されたことを取り違えて記憶するなどという可能性はないものと判断される。

加えて、藤原、武藤及び被告人の各供述内容に照らすと、藤原と被告人は本件犯行当日が初対面であることが一致して認められるところであり、関係各証拠を精査しても、藤原が、虚偽の被害を警察に申告したり、捜査官による各取調べや証人として宣誓し、偽証罪による制裁がある旨の注意を受けた公判廷において、ことさらに自己にとって恥辱的な内容を含む虚偽の供述をしたりしてまで、被告人を罪に陥れる動機は全く認められない。

以上のような事情から考えると、藤原証言の信用性は高いといえ、概ね藤原証言に沿った事実が認定できる。

3 この点、弁護人は、藤原証言は、(1)本件公訴事実に関連する箇所において、不自然に変遷している部分が数多く存在している、(2)①藤原は、警察官に対し、被害後にトイレに行った際にパンティー内側股間部分に付けられた生理用品のシートに血液の付着があったと述べていたが、当時着用していた衣類

として撮影されているパンティーに付けられたシート（以下、「本件シート」という。）には血液等の付着は見られない、②本件犯行当日に藤原が着ていた服に床や吐しゃ物による汚れの付着が見られない、③店内はチキンを焼く機械やいすが片付けられた状態になっており、藤原の供述するように本件犯行前にダーツをすることやいすに座ったり横になったりすることはできないなどの点で客観的状況等と食い違いがある、(3)供述内容そのものが不自然不合理で不可解な点が多い、(4)藤原には被告人を陥れようとする動機があるなどの点を指摘し、その証言は信用できない旨主張する。

- (1) しかしながら、(1)で弁護人が供述の変遷と指摘している部分は、表現は若干異なるものの、内容自体は一貫している供述や、些細な事実について変遷がみられる供述に過ぎず、藤原は、数杯のカクテルに加えて二、三杯のテキーラを飲み、相当の酩酊状態にあったのであるから、同人の当時の記憶に不鮮明な部分が残るのは当然であり、部分的に何度も同じ表現で供述できなかつたとしてもやむを得ないのであって、弁護人指摘の点に変遷があることは、藤原の証言内容に疑問を抱かせるものではない。
- (2) (2)①で弁護人が指摘するとおり、確かに、本件犯行の翌日に撮影された本件シートの写真（検察官請求証拠番号甲9）からは血液様の物が付着している様子は認められないものの、本件シートには汚れがなく新しい物で、本件被害時の前から警察署に行くまでの間に一度もシートを替えていないとはいはず、藤原証言でも、本件被害当時に付けられていた物かどうかも必ずしも明確ではなく、藤原自身、「血がにじんだのは、シートではなく、武藤の家で起きてトイレに行ったときにふいたトイレットペーパーだったと思う」とも述べるなどその記憶はあいまいである。さらに、藤原は、本件犯行当日に済生会神奈川県病院で診察を受け外陰部損傷との診断を受けていることからすれば、何らかの出血があったことがうかがわれ、本件シートに血液様の物が付着していないことをもって、藤原証言が客観的状況

に符合しないとはいえない（なお、仮に血液がシートに付着していたとしても、それが強姦によるものかは不明であり、さほど証拠価値の高いものとはいえない。）。

また、(2)②で弁護人が指摘するように、藤原が本件被害当時着用していた衣服の写真（弁護人請求証拠番号弁14）には、明らかに吐しゃ物と断定し得るような汚れは付着していないものの、そもそも藤原は、吐しゃ物が衣服に付着したとは証言しておらず、当然に付着するような吐き方をしたとも認められない上、その他の床の汚れなどは写真からは判然としない。かえって、武藤は藤原が被告人車両から降りてきたときに履いていたブーツにおう吐の跡が見られたと供述しており、藤原の供述とも一致し、いずれにしても、衣服の点は藤原証言の信用性に影響するような客観的状況とは認められない。

さらに、藤原は、3回目のダーツが終わった後、店員がチキンを焼く機械などを片付けるところを見たと証言しているのであって、弁護人の前記(2)③の指摘は当たっていない。

(3) 続いて、弁護人は、藤原の供述内容について、①携帯電話が壊れない限り、その蓋を置き忘れるなどというのは不合理である、②パンティーやガードルを着脱した状況が不明であることなど、合計24点もの理由を挙げて不自然不合理な点が多いなどと論難するが、後述する本件犯行の時間帯や場所及び防犯カメラの存在が問題となることを除けば、指摘する点はそれ自体何ら不自然でも不合理でもなく、弁護人が独自の見解に基づいて証拠を評価し判断しているにすぎない点や飲酒の影響による記憶の不鮮明さなどにより十分合理的に説明できる点であって、その主張はいずれも採用し難いところである。

(4) 弁護人は、本件以前から武藤と被告人との間には仲違いがあり、武藤には被告人を陥れようとする動機があるから、武藤とかなり親しい関係にあ

る藤原も、武藤に賛同して、被告人を陥れようとする動機が生じ得ると主張する。確かに、関係各証拠から武藤と被告人の間に、武藤の男友達に関するトラブルがあったことはうかがわれるものの、被告人と武藤の間の直接のトラブルではなく、そのトラブルは特段深刻な状態とはいえず、復讐を企むような重大なものであるとは認められない。しかも、藤原は、武藤が被告人と仲直りしたいとの気持ちを持っていたとも証言しており、武藤が被告人に対して、さほど根深い悪感情を持っていたとは考えられない。そして、いかに藤原が武藤と友人であるとはいっても、知り合って2か月ほどしか経過していない武藤のために、故意に被告人と二人きりになって飲酒するなどして性的関係を迫られるような危険な状態を作り出し、被告人に強姦されたなどといった虚偽の告訴を行い、また法廷でも虚偽の供述を行うようなことは到底考え難いというべきである。

このように、弁護人が主張する諸点を考慮しても、藤原証言に信用性があるという認定は左右されない。

第4 防犯カメラ装置の捜査履歴等について

- 1 弁護人は、本件犯行現場であるBig Y's Cafeには、店内を常時撮影している防犯カメラ（以下、「本件防犯カメラ」という。）があり、本件防犯カメラで撮影された映像は、撮影日から14日間保存されるのであるから、被告人が本件防犯カメラの映像を消去していないという事実は、法的に問題となるような光景は何ら記録されていなかったという真実を浮き彫りにするものであると主張している。確かに、本件防犯カメラは、姦淫場所とされるトイレ前付近等のごく一部は撮影されない位置に設置されており、姦淫行為自体は録画されていない可能性は高いとしても、藤原証言を前提とすれば、被告人がいすの上に横たわった藤原にわいせつな行為をしたり、いすから降ろしてトイレの方に移す様子など、本件犯行前後の被告人らの状況については録画されているはずであって、この映像は本件犯行に関する極めて有力な

証拠となり得ることが明らかである。したがって、被告人が本件防犯カメラの存在を意識し、捜査が及ぶであろうことを恐れていたとすれば、操作可能な立場にある被告人がかかる映像を消去するはずであるという推測は一応合理的といえる。また、本件犯行においては、藤原が自ら罰ゲームとしてテキーラの一気飲みを持ち掛け、これにより酩酊状態になったことが認められるから、被告人があらかじめ強姦を計画していたとも考えられず、犯意が発生した後に本件防犯カメラの電源を切ったとしても、本件の経緯や被告人らの行動について重要な映像が残るはずであって、罪証を隠滅しようとすれば、防犯カメラの電源を切るだけでは足りず、本件防犯カメラの映像も後から消去するのが自然と思われる。

2 そこで、本件防犯カメラの映像が消去された事実の有無について検討する。

まず、本件防犯カメラの映像を消去すると、「異常発生」画面に履歴が残るが、平成18年11月1日午後8時31分ころ以降から平成19年1月26日までの間、「異常発生」画面に本件防犯カメラの映像を消去した履歴は存在しないことが認められる。また、本件防犯カメラの映像を消去するためには、暗証番号を入力し、ロックを解除しなければならず、解除は防犯カメラ装置の「モードロック操作」画面に履歴が残るところ、平成18年8月31日7時23分41秒にロックされてから後、同年10月9日20時32分35秒から12秒間解除されたほか、同年11月3日3時38分45秒まで解除されておらず、同日に解除されていた時間も22秒のみであって、「モードロック操作」画面には、異常発生画面の履歴と重なるようなロック解除の履歴は存在しない（検察官請求証拠番号甲26）。そうすると、証拠上、平成18年8月31日から異常発生の履歴が表示されている平成19年1月26日までの間、本件防犯カメラの映像が後から消去された痕跡はなく、被告人が本件防犯カメラの映像を消去していないことが認められる。

3 しかしながら、本件犯行前における藤原の行動は、一人で被告人の店に来

て、自らテキーラの一気飲みを被告人に持ち掛けたり、酔ったといえども店内で横になり、更にテキーラを飲んだりしていたというのであるから、被告人からすれば、自分勝手に、藤原が自分に気があるかのように感じて、わいせつ行為に及んでも拒まないのではないかなどと思っていたとしてもあながち不自然とはいえない状況にあったといえる。そのような状況の中、被告人が自分の行為が重大犯罪であるとの意識が乏しいままに、レイプ行為にまで及んだということは十分に考え得るところであって、短時間に終わって藤原を送り届けたこともある、藤原がすぐに警察に被害申告するなどということや強制捜査がされることなどを全く予想していなかった可能性も否定できない（なお、当日、武藤から電話で追及を受けているが、警察沙汰にするということまでは言及されていない。）。また、被告人は、刑事事件に発展する徵候に気付けば、証拠となる防犯カメラを気にするであろうが、この種の映像は一定期間内に上書き消去されるはずであることも認識しているはずであって、実際に1か月以上もの間、被告人が警戒するような捜査側の特段の動きがあった形跡もうかがわれないから、被告人がその映像をさほど気にせず放置していた可能性もある。

そうすると、被告人が本件防犯カメラの映像を消去しなかったという点は刑事事件になる可能性を予想していたとすれば不自然ではあるものの、そのことから直ちに藤原証言を始めとする関係各証拠で認定できる本件犯罪事實に疑問を抱かせるほどの事情とはいえない。

4 また、弁護人は、本件防犯カメラの映像は、被告人の妻であるイドウボ・ルシナ（以下、「ルシナ」という。）により日頃から確認されているのであるから、被告人が姦淫行為に及んでいるとすれば、単に捜査機関に対する悪事露見の防止だけでなく、本件防犯カメラの映像を消去する動機があるとも主張しており、ルシナは、公判廷において、「店に行かなかつた日は、防犯カメラで、客の入りやスタッフの仕事ぶりなどを確認していた。本件犯行当日

は、被告人から、午前8時ころに女性を送ったと聞いていたので、本件防犯カメラに暗証番号を入力し、本件犯行当日の午前8時過ぎころを指定して映像を確認した」旨述べている。

しかしながら、前記の防犯カメラの履歴を検討しても、ルシナが頻繁に映像をチェックしていたような形跡は全くない。前記本件防犯カメラの作動状況で明らかなどおり、ルシナが本件犯行当日の話を被告人から聞いてから、直ちに映像を確認してはいないことが認められる。また、ルシナの供述しているように、その際被告人が店員と話し、女性客を送っていたという映像を見たのであれば、その前の行動なども確認することが考えられるのに、11月3日にはごく短時間しかロックが解除されていないことからすると、そのような目的でロックが解除されたとは認められない。そもそもこのような短時間の操作で、果たして日時を指定して映像を確認すること自体が可能であるかについても大いに疑問であって、ルシナの供述は、本件防犯カメラの操作履歴からうかがわれる事実と符合していない。ルシナは、被告人の妻として被告人に有利に虚偽供述を行う利益があることなどを考慮すると、ルシナの供述は到底信用することができない。

そうすると、ルシナとの関係からも被告人が映像を削除する動機があるという弁護人の主張は、採用することができない。

第5 本件犯行の時間帯と場所について

弁護人は、本件犯行は、平日の夜が明けて明るくなった時間帯に行われたとされているが、Big Y's Cafeは、歩道に面した1階に位置し、入り口扉には透明なガラスがはめ込まれていることから通行人が店内を見ようと思えば容易に見ることができる状況にあり、経営者であって、ほぼ毎日出勤していた被告人もこのことは当然知っていたのであるから、このような店内で姦淫行為に及ぶということは不自然不合理であるとも主張する。

確かに、関係各証拠やBig Y's Cafeの所在地等からすると、本件犯

行時刻ころにその入り口前歩道上には少なからず通行人がいることが認められるところではあるが、 Big Y's C a f e の入り口の木製ドアには中央部分に幅約 7 センチメートルの透明ガラスがはめ込まれ、その両脇の壁面部分の上部はガラス窓であるものの、そのガラス部分の下半分は目隠しのすりガラスでできており、透明ガラス部分には太陽光の反射により外部の景色が写り込む可能性の高いことや入り口が歩道から約 1. 75 メートル奥まったところにあることを考えると、入り口に相当近づかなければ店内の様子を見ることはできない。調査報告書（弁護人請求証拠番号弁 6）の写真には、ドアのガラス部分から姦淫行為の現場とされるトイレ前が写っているものの、当該写真は、店内の照明を全て点灯した状態でガラス部分にかなり近接して撮影されており、照明が消されていたり、バーの通常の明るさ程度の照明だけが点灯していたとすれば、外部から店内を見ることは難しい状況といえる。

もっとも、店内にいる者からは逆に外の明るさや人通りが気になるとも考えられるが、犯行場所は店内一番奥のトイレ前であって、入り口まではおよそ 7 ないし 8 メートルほどあることからすれば、犯行に及ぶことが心理的に不合理とまでいえる事情ではないし、実際にレイプしている時間はいずれも 1 分程度と短く、2 回に分かれていることからすると、被告人が外の状況をかなり気にしていたことも考えられるところであって、いずれにしても、本件犯行を不自然不合理であるとするほどの事情とはいえない。

第6 被告人供述の検討

- 1 これに対し、被告人は、捜査段階及び公判廷において、概ね、「藤原とダーツをし、私は 1 回負け、2 回勝ったので、藤原はテキーラを 2 回飲んだと思います。彼女とのダーツが終わった後、残っていたお客様と話をしました。そのお客様が帰った後、店員二人が店を片付け、その間、藤原は、カウンターに座ってしゃべっていました。その後、店員二人はタイムカードを押して帰りました。店員が帰り、藤原と二人きりになった私は、店のカウン

ターの中で片付けをしたりしていました。しばらくして、私は、藤原に対し、送るから武藤に電話するように言いました。そのころ、店員の一人が戻ってきて、給料を前借りしたいと言いました。1万円の前借りを認め、私は、私たちも帰るから、外に残っていたチキンの機械やテーブル等を店内に入れてドアを閉めるように店員に頼み、店の前に置いてあった車で藤原を武藤の家に送ることにしました。車に乗ると、藤原は私に頭を乗せてきたり、黒人の体は気持ちいいねというような話をしてきました。走っている車の中や武藤の家の前で停車しているときに、藤原が私の陰茎を触ってきたので、私も彼女の陰部に指を入れるなどしました。セックスまではしていません。」などと供述している。

2 しかし、被告人の供述によれば、藤原は、武藤と別れて一人でBig Y's Cafeに来て、被告人とダーツをしてテキーラを一気飲みしたり、武藤宅へ向かう車の中で、自ら被告人の体を触るなど、誘惑するような行動に出たりしたのに、被告人と別れて数時間後には警察署へ行き、本件被害にあったことを訴え、被告人を告訴したことになるのであって、特段藤原が被告人に対して恨みを抱くような事情がないことからすれば、このような藤原の行動や経緯は合理性を全く欠き、極めて不自然なものといわざるを得ない。また、被告人の供述には、犯行後に武藤が電話をしてきた状況などの点で客観的証拠と食い違う部分も認められる。

以上のことから考えても、被告人の供述は藤原証言に比して信用性が低く、藤原に対する姦淫行為を否定する被告人の供述には信用性が認められない。

3 この点、弁護人は、被告人の供述は、公判廷における山内康司（以下、「山内」という。）及び高木徹（以下、「高木」という。）の各供述等にも裏付けられており、本件事実関係は被告人の供述するとおりであると主張している。

確かに、山内は、被告人から1万円を前借りしたことが1回あること、もう一人の店員がBig Y's Cafeの前で女性客をバイクに乗せたことがあ

ることなどを供述しており、かかる内容のうち、前借りの点は伝票等収納袋（弁護人請求証拠番号弁7）という客観的な証拠によって裏付けられており、また、女性客をバイクに乗せたという点は藤原証言と一致しており、この点については信用することができる。しかしながら、山内の供述を前提としても、給料を前借りした日や女性客がバイクに乗った日時については特定することができない上、本件犯行当日の出来事であるとしても、山内は、被告人らが先にBig Y's Cafeを出たとは供述しておらず、山内が帰った後に被告人が本件犯行に及ぶ十分な時間があることは明らかであるから、山内の供述は、被告人の供述を裏付けるものではない。

また、高木も、午前7時ころから午前8時ころまでの間に、被告人が従業員のバイクに乗って遊んでいるのを見たと供述するのみであり、やはり供述内容が本件犯行当日の出来事であるかは判然としない。また、本件犯行当日の出来事であったとしても、時間の経過からすれば、被告人の本件犯行を不可能にするような客観的事情でないことは明らかであって、上記山内の供述と同様に、被告人供述の裏付けとはならない。

したがって、かかる弁護人の主張にも理由がない。

第7 以上によれば、被告人が藤原に対して判示の犯行に及んだことは、取り調べた関係証拠から優に認定することができ、合理的な疑いを容れる余地はない。

（法令の適用）

被告人の判示所為は刑法178条2項、177条前段に該当するので、その所定刑期の範囲内で、被告人を懲役3年に処し、同法21条を適用して未決勾留日数中230日をその刑に算入し、訴訟費用のうち証人藤原[REDACTED]、同武藤[REDACTED]及び同山内康司に支給した分は、刑事訴訟法181条1項本文によりこれを被告人に負担させることにする。

（量刑の理由）

本件は、被告人が、経営する飲食店で過度に飲酒した女性客が酩酊して抵抗できない状態にあることに乘じて、同女を姦淫したという準強姦の事案である。

被告人は、客として来店した被害女性が酩酊して抵抗することができない状態になったことにつけ込んで自己の性的欲望のおもむくままに姦淫行為に及んだもので、飲食店の経営者として言語道断の行為であって、誠に卑劣な犯行で、強い非難に値する。また、被害女性が酩酊して体の自由がきかないながらも必死で抵抗しようとしているのに、被告人はそれを意に介さずに無理矢理に本件犯行に及んだのであって、犯行態様は相當に悪質である。

被害女性が本件犯行により被った恐怖、しゅう恥心などの精神的な苦痛は相当に大きなものであったと推察される上、被害女性は、中学時代から外国に関心を持ち、外国人と接する機会のあるアルバイトを探すなどしていたのに、本件によって外国に嫌悪感を覚え、日々の生活も変わってしまったと述べており、当時20歳の被害女性が被った精神的な被害は容易に回復し得るものではなく、将来に与える影響も懸念される。それにもかかわらず、被告人は、被害女性に何ら慰謝の措置を講じていないばかりか、捜査段階から公判に至るまで不合理な弁解に終始し、被害女性が虚偽の被害申告をし、公判廷でも嘘をついているかのような供述をするなど、反省している様子は全く認められない。

以上の事情によれば、被告人の刑事責任には重いものがある。

他方、本件は当初から被告人が計画した犯行ではなく、被害女性が、前夜から焼肉店など飲食店を飲み歩き、被告人の店でも明け方まで酒を飲んだりダーツなどに興じたりした挙げ句、被告人と二人きりの店内で酔い潰れたという経緯があり、本件犯行は、このような被害女性の行動や状況に誘発された偶発的な犯行であるといえる。被害女性は、酒を飲ませて遊興に誘うのは男性が性的関係を持つとする手段であると注意されて、他の男性からのハロウィン・パーティーへの誘いに乗らなかったばかりであるのに、一緒にいた友人の女性とも別行動をとつて、被告人とともに被告人の経営する店に行き、初対面の被告人に対して、強い

酒であるテキーラの一気飲みを罰ゲームとするダーツゲームを自ら提案するなどしており、その行動・態度は被告人に好意を寄せているとの誤解を生みかねないものであり、被告人の行為はこのような被害女性の軽率な行動に起因する面があるものと推察される上、抵抗できないほどの酩酊状態に陥る原因を作ったのも、他ならぬ被害女性自身であることも考慮せざるを得ない。その他、姦淫行為は人目を気にしたためか短時間で止めていること、被告人には5年ほど前の傷害罪による罰金前科があるにとどまり、母国ナイジェリアの専門学校を卒業した後、1990年に日本に来て以来、仕事を続けながら生活してきたこと、被告人には妻がおり、その生活を支えていることなど、被告人のために有利に考慮し得る事情もいくつか認められる。

そこで、被告人に有利不利な諸事情を総合的に考慮し、被告人に対する主文の刑に処するのが相当であると判断した次第である。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑一懲役5年)

平成19年12月27日

横浜地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官 大島 隆明

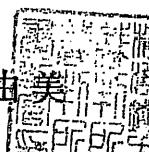
裁判官 竹下 雄

裁判官 横倉 雄一郎

これは謄本である

前同日同序

裁判所書記官 甚沢 亜由美



□ □ □
□ □ □ □ □
□ □ □ □ □ □
□ □ □ □ □ □ □

別 紙

証人藤原 [REDACTED]

証人武藤 [REDACTED]

証人山内康司

以上3名